

2022年9月1日付約款集

## 主な変更点

新	旧
<p><b>第2章 保護預り約款</b>  <b>第7条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、<u>共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は第15項に規定する法人番号。以下同じ。）</u>の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第2章 保護預り約款</b>  <b>第7条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、<u>法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）</u>の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社にお届出いただきます。</p>
<p><b>第2章 保護預り約款</b>  <b>第8条 (当社への届出事項)</b>            1「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>共通番号等</u>をもって、お届出の印鑑（又は署名鑑）、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>共通番号等</u>とします。</p>	<p><b>第2章 保護預り約款</b>  <b>第8条 (当社への届出事項)</b>            1「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>法人番号等</u>をもって、お届出の印鑑（又は署名鑑）、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>法人番号等</u>とします。</p>
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は第15項に規定する法人番号。以下同じ。）</u>の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）</u>の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社にお届出いただきます。</p>
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            1「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号等</u>をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（署名鑑）、<u>共通番号等</u>とします。</p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            1「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>法人番号等</u>をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（署名鑑）、<u>法人番号等</u>とします。</p>

新	旧
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第9条 (共通番号情報の取扱いに関する同意)</b>          当社は、お客様の<u>共通番号情報</u>（名称、住所、<u>共通番号</u>）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第9条 (法人番号情報の取扱いに関する同意)</b>          当社は、お客様の<u>法人番号情報</u>（名称、住所、<u>法人番号</u>）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第10条 (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</b>          2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第10条 (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</b>          2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知、<u>受益者登録の請求の取次ぎ</u>若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第13条 (振替の申請)</b>          3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第13条 (振替の申請)</b>          3 前項第1号の数量は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p>
<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第43条 (届出事項の変更手続き)</b>          1 印章を失ったとき、又は印章（又は署名）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。          2 (略)          3 第1項による変更後は、変更後の印影（又は署名）、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑（又は署名鑑）、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第3章 株式等振替決済口座管理約款</b>  <b>第43条 (届出事項の変更手続き)</b>          1 印章を失ったとき、又は印章（又は署名）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>法人番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。          2 (略)          3 第1項による変更後は、変更後の印影（又は署名）、氏名又は名称、住所、<u>法人番号</u>等をもって届出の印鑑（又は署名鑑）、氏名又は名称、住所、<u>法人番号</u>等とします。</p>

新	旧
<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号</u>（番号法第2条5項に規定する個人番号又は同第2条第15項に規定する<u>共通番号</u>。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>法人番号</u>（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社にお届出いただきます。</p>
<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第5条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の印鑑（又は署名鑑）、住所、氏名、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第5条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名、<u>法人番号</u>等をもって、お届出の印鑑（又は署名鑑）、住所、氏名、<u>法人番号</u>等とします。</p>
<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第14条 (届出事項の変更手続き)</b>            1お届出事項（氏名若しくは名称、住所又は<u>共通番号</u>）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。</p>	<p><b>第4章 振替決済口座管理約款</b>  <b>第14条 (届出事項の変更手続き)</b>            1お届出事項（氏名若しくは名称、住所又は<u>法人番号</u>）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p><b>第5章 一般債振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号</u>（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>共通番号</u>を当社にお届出いただきます。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第5章 一般債振替決済口座管理約款</b>  <b>第4条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>法人番号</u>（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社にお届出いただきます。</p>
<p><b>第5章 一般債振替決済口座管理約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（又は署名鑑）、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第5章 一般債振替決済口座管理約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>法人番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（又は署名鑑）、<u>法人番号</u>等とします。</p>

新	旧
<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第4条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号</u>（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>共通番号</u>を当社にお届出いただきます。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第4条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>法人番号</u>（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社にお届出いただきます。</p>
<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（又は署名鑑）、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第6条 (当社への届出事項)</b>            「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影（又は署名）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>法人番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑（又は署名鑑）、<u>法人番号</u>等とします。</p>
<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第13条 (届出事項の変更手続き)</b>            1 印章を失ったとき、又は印章（又は署名鑑）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。            2 (略)            3 第1項による変更後は、変更後の印影（又は署名）、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑（又は署名鑑）、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第6章 投資信託受益権振替決済口座約款</b>  <b>第13条 (届出事項の変更手続き)</b>            1 印章を失ったとき、又は印章（又は署名鑑）、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>法人番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「登記簿謄本」等の書類をご提出願うことがあります。            2 (略)            3 第1項による変更後は、変更後の印影（又は署名）、氏名又は名称、住所、<u>法人番号</u>等をもって届出の印鑑（又は署名鑑）、氏名又は名称、住所、<u>法人番号</u>等とします。</p>
<p><b>第7章 投資信託自動継続（累積）投資約款</b>  <b>第12条 (その他)</b>            3            (削除)</p>	<p><b>第7章 投資信託自動継続（累積）投資約款</b>  <b>第12条 (その他)</b>            3 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所及び日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに書面、電子メール、インターネット又はその他相当の方法により周知します。なお、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>

新	旧
<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第28条 (共通番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、<u>共通番号</u>（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>共通番号</u>を当社に届出するものとします。<u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p>	<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第28条 (法人番号の届出)</b>            お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、<u>法人番号</u>（番号法第2条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の<u>法人番号</u>を当社に届出するものとします。</p>
<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第29条 (届出事項)</b>            お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（又は署名鑑）及び<u>共通番号</u>等を当社所定の書類により当社に届出するものとします。</p>	<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第29条 (届出事項)</b>            お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（又は署名鑑）及び<u>法人番号</u>等を当社所定の書類により当社に届出するものとします。</p>
<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第30条 (届出事項の変更届出)</b>            お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（又は署名鑑）、<u>共通番号</u>等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届出するものとします。</p>	<p><b>第8章 外国証券取引口座約款</b>  <b>第30条 (届出事項の変更届出)</b>            お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑（又は署名鑑）、<u>法人番号</u>等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届出するものとします。</p>